

第2章

ASEAN諸国

[1] アジア諸国全般	79
知的財産	79
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	79
[2] ASEAN各国	81
1. タイ	81
関税	81
関税構造	81
アンチ・ダンピング	81
日本産熱延鋼板に対するAD措置	81
基準・認証制度	83
鉄鋼製品の強制規格	83
サービス貿易	83
外資規制等	83
2. インドネシア	85
数量制限	85
(1) 輸入制限措置	85
(2) 輸入制限措置（食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等）	86
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	87
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	87
関税	88
関税構造	88
基準・認証制度	89
鉄鋼製品の強制規格	89
サービス貿易	90
外資規制等	90
知的財産	91
(1) 意匠の新規性	91
(2) その他制度上の問題点	92

3. マレーシア	92
内国民待遇	92
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	92
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	93
数量制限	94
(1) 関税法に基づく輸入制限	94
(2) 丸太の輸出規制等	94
(3) 電気亜鉛めっき (EG) 鋼板の輸入免税枠制度	94
関 税	95
鋼板の関税引き上げ措置等	95
基準・認証制度	96
鉄鋼製品の強制規格	96
サービス貿易	96
外資規制等	96
知的財産	100
著作権侵害 DVD の流通問題	100
4. フィリピン	101
関 税	101
関税構造	101
サービス貿易	101
外資規制等	101
5. ベトナム	103
関 税	103
自動車部品関税の変更等	103

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関して、各国とも法制度自体は整備しつつあり、これらの国々でWTO設立以来、1999年末までの経過期間を援用しない前倒しの実施への努力がなされ、TRIPS協定の履行を目的とする知的財産保護法令の改正が行われてきたことは歓迎すべきである。また、TRIPS理事会による開発途上国に対する法令レビューは一通り終了しており、今後は、各国の法制度のみならず、運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表参照）と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

言うまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、権利行使手続により効果的かつ

迅速な措置を可能とするように国内法を確保することを義務としている（第41条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000年1月からTRIPS協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法体制整備を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTOの紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取組を進めている国もある。このような取組は評価できるものであり、今後、取組の一層の強化がなされることを期待する。

<図表> 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により 被害を受けている企業数		模倣品等の販売消費により 被害を受けている企業数	
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
中 国	671	603	536	510
香 港				
台 湾	153	150	204	185
韓 国	168	172	205	196
タ イ	45	40	92	80
インドネシア	17	33	68	63
シンガポール	18	18	58	47
マレーシア	24	39	73	71

(注) 有効回答は2009年度：4,304社、2010年度：4,303社。

出典：特許庁「模倣被害調査報告書」(2011年度版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確にTRIPS協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、上述のように、法制度の整備だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取組だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも、知的財産の重要性につい

て理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求めることも必要である。

我が国は、これまでもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。具体的には、2007年6月のAPEC知的財産権専門家会合（IPEG：Intellectual Property Rights Experts Group）において、日本が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意される等、模倣品・海賊版を防止する措置の強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムとのEPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれている。

[2] ASEAN各国

1. タイ

関 税

関税構造

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD（組み立て）部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行税率は依然として高く（2010年の非農産品の平均実行税率は8.0%）、特に衣料品（平均29.8%）、輸送機械（平均20.3%）で高水準となっている。個別品目としては、自動車（最高80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高30%）等がある。非農産品の平均譲許税率は25.4%であり、予見可能性の観点からも譲許税率の引き下げによる実行税率との乖離の是正が望まれる。また、譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で71.2%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高30%）、自転車（実行税率30%）等がある。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題は

ないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対するAD措置

<措置の概要>

2002年3月、タイ国内の鉄鋼メーカー5社は、我が国を含む14か国の熱延鋼板の輸入に対し、AD調査申請を行い、2003年5月にタイ政府は当該産品についてAD措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には36.25%のAD税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカーに供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な産品である（タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張）。

<国際ルール上の問題点>

タイ国内で生産される「同種の産品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競争関係を形成していない。競争関係にない別個の産品を同一の産品と

して評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等において適切な判断は為しえないはずであり、このため本調査の結果は、AD協定第2条、3条及び4条に照らし問題がある。タイ政府は、2003年5月26日付で本件調査における最終決定に関する公示を行ったが、これらの文書におけるタイ政府がその判断の根拠とした事実関係、データ等についての開示の程度は、AD協定第12.2条、第12.2.2条に規定する当局の義務を全く満たしていない。例えば、調査対象製品の範囲について我が国企業は、「タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出するリロール熱延鋼板とは品質が異なることから競合する製品でなく、よってタイ国内産業に損害を与えていない」との主張をするとともに、それを立証する証拠等を調査過程において提出している。タイ政府は、本件調査の最終決定文書において当該主張及び証拠につき採用を拒否したが、その拒否する理由に関しては全く具体的な証拠を示さないばかりか、我が国企業の主張に対する反論を含め、自らの主張の正当性を提示しなかった。

また、本件調査の重要事実の開示文書においては、調査対象製品となっている我が国からの輸出品について、どのような「実証的な証拠」に基づきこれがタイ国内産業に損害を与えたかについての説明が十分に行われていない。特に、AD協定第3.4条において当局が検討すべき15項目に係わるデータについては、その実数データが示されていないため、利害関係者たる我が国企業は、何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲は限定的なものとなり、AD協定第6.1条、第6.2条に定める証拠を提出する権利や自己の利益の擁護の機会が失われた。

<最近の動き>

2005年9月及び2006年9月に行われた年次見直し調査の結果、我が国企業に対するダンピング・

マージンは当初よりかなり低くなったものの、本見直しにおいても初回調査と同様に競争関係にない別個の製品が同一の製品として評価され、改善が図られていない。

以上のとおり、本件AD措置は調査中から多くの問題点を抱えてきたが、2008年にはAD税賦課から5年が経過し、同年5月26日からサンセット・レビューが開始された。我が国企業は連合して調査に対応し、日本政府からもタイ当局に対し、我が国企業の意見を十分聴取するよう要請したが、2009年5月21日に最終決定が公告され、AD措置が5年間継続されることが決定された。

さらに、上記のサンセットレビューで十分な証拠が集まったとして、タイ当局は2009年6月22日付で職権による事情変更レビュー（ダンピングマージンの見直し）を開始し、2010年6月30日に最終決定を行い、AD措置が継続されている。この事情変更レビューの手續において、以下のような問題があった。

- ①重要事実の開示通知を日本大使館が受け取ってからコメント期限まで実質1日しか与えられなかった。
- ②重要事実の開示通知において、タイ当局に知られている日本企業は6社あったが、調査に協力した日本企業2社にのみ重要事実の開示通知が行われ、残り4社に対して通知が行われなかった。
- ③タイ当局はある日本企業に対して、日本からタイへのフライトが6時間以上かかるにもかかわらず、48時間前に公聴会の開催通知を送付した。

タイ当局がAD協定第6.2条に基づき利害関係者に対して意見表明の機会を与えたか、AD協定第6.9条に基づく重要事実の開示通知を適切に行ったか疑問であり、日本大使館からレターを发出したほか、2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問をタイ代表に対して行った。これに対してタイ政府より、①については、重要事実の開示通知は適切に行われおり、利害関

係者はコメントを行うことができた、②については、重要事実の開示通知は日本大使館にも行っており、残り4社については大使館を通じて送付される、③については、手続きはAD協定に従って行われており、利害関係者が対応できる十分な時間は与えられていた、との回答があった。

我が国としては、今後も引き続き、タイ政府によるAD措置の運用を注視していく必要がある。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関（TISI）は2009年1月、タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸入許可証取得）に係る手続き及び基準について、変更を実施した。（2009年1月に新規則を公表し、即日施行。同年3月には同新規則を廃止するとともに、同日付にて更に別の新規則を公表し、同年5月から施行）。

<国際ルール上の問題>

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。

<最近の動き>

2010年に引き続き、2011年3月及び6月の

TBT委員会開催中のバイ会談において、当該制度の運用面を含めた透明性が確保されておらず、また、適合性評価手続きが煩雑であることについて懸念を表明した。また、2011年11月のTPRB対タイ審査会合においても、電気亜鉛メッキ鋼板（EG）の強制規格化の追加検討に対し、鉄鋼は中間材であり、最終消費者保護の観点から必ずしも必要とは考えられず、事実上の非関税障壁となることを懸念している旨を申し入れた。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法（1992年改正、2000年3月施行）に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業（資本の50%以上が外国人所有の法人）の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等、ほとんどすべてのサービス業が含まれており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。参入が可能であるのは、一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業など限られている。

タイにおける主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

①銀行

2008年2月、金融機関事業法が公布され、銀行業の外資出資比率が25%から、タイ中央銀行の許可を得れば49%まで可能と緩和された。2009年11月に、2010～14年の5カ年計画（金融セクターマスタートープランⅡ）を経済閣僚会議で承認。2012～13年の期間では、銀行セクターの競争力を高めるため外国銀行の支店増設を許可することとなっている。現行制度では海外支店形態で1店舗（本店）のみだが、これにより本店に加え2つ

の支店を開設できるようになる。また、その次の段階として支店形態から子会社形態に移行することが可能となる。タイで登記される子会社となれば最大で20の支店を開設することができる。その際、Tier1（自己資本のうち、資本金、法定準備金、利益剰余金などの基本的項目）で最低100億バーツの資本を維持することが必要とされる。

②保険

2008年2月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限されているが、特段の事情がある場合には当局の承認を得ることを条件に49%までとする損害保険業法及び生命保険業法改正案が施行された。

2009年9月、タイ国家評議会が、保険会社における外国人株式保有制限ならびに株主構成に関する公式な法解釈を発表。しかしながら、出資比率に参入する外資の「議決権株式」の定義について、タイ当局は普通株のみとしており、普通株に加えて優先株まで出資比率参入が可能なタイ会社法に比しても厳しい規定となっており、業界からは緩和の要望が寄せられている。

（電気通信）

2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和と実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。

2010年12月19日、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）の設置を規定する新電波法が官報公示され、2011年

10月7日にNBTCの委員が選出された。

（流通）

1999年の外国人事業法の改正により、小売業については最低資本金が1億バーツ以上であり、一店舗あたりの最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、また卸売業についても最低資本金1億バーツ以上の場合、外資参入が可能となっている。この条件を満たさない場合には、他の業種と同じように外資の上限は50%未満となっている。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

2006年9月のクーデターで成立したスラユット暫定政権下では、地場零細小売業を保護する目的で「卸売・小売事業法」制定に係る検討がなされたが、文民政権への交代期限に間に合わず当該法案は廃案となった。以降、短期間にサマック、ソムチャイ、アビシット、インラック各政権への交代が続いたこともあり、現時点では具体的な法制化には至っていないが、いずれ何らかの規制強化が行われると見る向きが多い。

（広告）

広告についても、外資比率が50%未満に制限されている。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、タイのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007年4月に署名、11月に発効した日タイ

EPAにより、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジシング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話、WTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を扶むことによる間接的な出資を契機に、2006年か

ら2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での裁決で反対多数となり、取り下げられた。同改正案取り下げ後も、引き続き改正案を修正・再度立法議会で審議を行うといった情報もあるが、現時点でそのような動きは見られない。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入制限措置

＜措置の概要＞

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、農業大臣が定める収穫期間とその前後の、合わせて3か月間は禁止されることとなっており、国内の需要状況に応じて商業大臣がその短縮・延長を決定することとなっている。塩の輸入については、指名輸入業者のみに限定されていたが、2005年9月30日の商業大臣令により、食卓塩を除く未加工・濃密・水溶性の採掘塩及びその他の塩については塩製造輸入業者にも開放された。中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、2005年末の見直しによって2007年末までの継続が決定されていたが、その後、2008年末、2009年末及び2010年末の決定によりそれぞれ1年間の継続が決

定されていた。さらに、2011年末には2年間の延長が決定した。輸入が認められる中古資本財の品目は、機械工具・機器、原子炉・蒸気ボイラー・エンジン等、録音用オーディオ・ビデオ機器、自動車、航空機、コピー機などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件に、これら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる。

また、密輸や不正輸入の増加で、安価な製品が国内市場に流入し、国内産業が被害を受けているとして、輸入許可制度、船積み前検査が導入されている。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの措置は、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべての中古車について輸入が禁止された。現在、インドネシア政府は、国内で生産されていない車種については輸入を認める方向で検討を行っ

ている。

中古資本財については、中古資材の輸入規定（商業大臣規定No.8/M-DAG/PER/12/2011）で2013年末までの輸入継続が決定された。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是正を求めていく必要がある。

（2）輸入制限措置（食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等）

＜措置の概要＞

2008年11月、インドネシア保健大臣は、安全性や公衆衛生の要求水準を満たしていない薬品から公衆を守るため、薬品の登録制度を通して薬品の評価を行うとの目的で保健大臣令を発出した。それによれば、インドネシア国内での医薬品の販売許可を得るにあたり、保健大臣が与える事前の登録が必要とされ、特に輸入医薬品の登録は、海外の製薬会社により書面による同意を得たインドネシア国内の製薬会社によってのみ行うことができるとされた。加えて、この同意には、海外製薬会社による5年以内の技術移転と現地生産の開始を含まなければならないとされた。

また、2009年1月には、インドネシア商業大臣令により、電気製品、衣料品（既製服）、子供用玩具、靴・履物、飲食品の輸入業者の登録を義務づけると共に、輸入できる港をメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルと全ての国際空港に限定し、サーベイヤーによる船積み前検査が義務化されることとなった。本規制は、商業大臣規程No.57/M-DAG/PER/12/2010により、化粧品・伝統薬も追加された上、2012年12月31日まで延長されることになった。輸入できる港は、メダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサル、ドゥマイ、ジャヤブラと全ての国際空港に限定（ただし、ドゥマイとジャヤブラは飲食品限定）（但し、船積み前検査は化粧品輸入の場合を除く。なお、伝統薬については、サーベイヤー報告規定の適用を2011年3月からと規定）。

上記製品はいずれも輸入が伸びているものであるが、商業省は輸入の伸びは市場の拡大によるものと説明している。更に、2009年2月、インドネシア商業大臣令が發布され、4月1日より、202品目の鉄鋼製品について、輸入業者を登録制とし、船積み前検査が義務化されることとなった。本規制については、商業大臣規程No.54/M-DAG/PER/12/2010により2012年12月31日まで適用されることになった。166品目が対象となる。なお、電気製品、衣料品（既製服）等5品目に関する輸入規制と異なり、インドネシアと他国政府との鉄鋼輸入に関する規定を含む二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されないとの適用除外規定があるほか、輸入港に関する限定も存在しない。

＜国際ルール上の問題点＞

インドネシア保健大臣令による医薬品の輸入規制については、インドネシア国内における医薬品の販売に必要な登録の要件について、輸入薬品に対してのみ海外の製薬会社による技術移転等の約束が必要である点で輸入医薬品が不利に扱われており、インドネシア国内産の薬品に許与される待遇より不利な待遇が輸入医薬品に対して付与されていることから、GATT第3条4項に規定する内国民待遇原則に非整合と考えられる。また、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保するとしているTBT協定に非整合と考えられる。

また、インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけ等については、密輸防止の観点から導入された措置との説明を受けているが、輸入業者の登録や輸入港の限定及び船積み前検査の義務づけが密輸防止のためにどれだけ実効性を持つかについては疑問を持たざるを得ないところであり、十分に説明がされない場合には、GATT第11条の数量制限の一般的廃止に抵触する。

＜最近の動き＞

インドネシア保健大臣令については、2008年11月に、現地日本大使館より、保健大臣及び商業大臣に対して改善を求める大使名の書簡を提出し、措置の改善を求めている。

また、電気製品等5製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年1月に、本措置の導入の目的や運用、WTO協定との整合性等についてインドネシア政府側の見解を確認するための質問を送付した。

更に、鉄鋼製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年3月、現地日本人会よりインドネシア商業省に対して、①日本から輸入される全ての鉄鋼製品の適用除外、②大臣令適用時期の延期、③本大臣令に関するインドネシア商業省外国貿易総局輸入局との会合の開催、を要望するとともに、(社)日本鉄鋼連盟からも上記①及び②を要望する書簡をインドネシア商業省及び工業省に送付した。

(3) 丸太・製材等の輸出規制等

＜措置の概要＞

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、これまで丸太と製材の輸出產品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式(材積あたり)から従価税方式(価格あたり)に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001年10月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に再度丸太の輸出を禁止した。さらに、2004年9月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006年3月には、木口断面積4,000平方ミリメートル以上のS4S材(4面かんながけの材)等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かい変更がなされている。

＜国際ルール上の問題点＞

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定については、產品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性がある。

(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

＜措置の概要＞

2008年12月16日、インドネシア国会は現行の鉱業法の改正(新鉱業法)を可決し、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行された。インドネシア政府は、同改正により、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内精錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で精錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品を優先して使用することを義務づけ。

施行から1年以内に制定するとされていた「新鉱業法」の運用に関する細則は、2012年2月6日に高付加価値義務に関する大臣令、同年2月21日にインドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が、それぞれ発表された。後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。

＜国際ルール上の問題点＞

①高付加価値化・国内精錬義務

インドネシアで採掘した精錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合は、事実上の輸出規制として、GATT第11条(数量制限の一般的廃止)に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に加えエネルギー・鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日尼EPA第99条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品を優先的に使用することの義務づけは、GATT第3条・TRIM第2条（内国民待遇及び数量制限）及び日尼EPA第63条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

④インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼EPA第59条（内国民待遇）及び第65条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

⑤投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼EPA第61条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国からは、2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会において懸念を表明した。さらに、2011年10月に開催されたWTO・TRIM委員会においては、米国・EUと連携して懸念を表明した。また、2011年2月、松下経済産業副大臣（当時）から経済担当調整大臣に、2011年6月、海江田経済産業大臣（当時）から工業大臣に、2011年9月、枝野経済産業大臣から副大統領、経済担当調整大臣、工業大臣、商業大臣に、2011年11月、枝野大臣から商業大臣、日インドネシア経済合同フォーラムにおいて、枝野大臣及び経団連から経済担当調整大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣に、それぞれ新鉱業法について懸念を表明した。

関 税

関税構造

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が95.1%まで向上したことは評価される。しかし、大部分の品目において譲許税率は40%又は30%であり、平均譲許税率も35.5%と高水準である。2010年の非農産品の平均実行税率は6.6%と比較的低いが、衣類（平均14.3%）、輸送機械（平均10.6%）、電気機器（平均5.8%）等の関税水準が高くなっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日より農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の6分野の1,962品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車（自動車、二輪）、AV機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量1.5～3リットルのガソリン車、同2.5リットルのディーゼル車について、2006年時点での最高関税率は60%であったが、2010年には45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が、5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010年末（2010年12月22日）に財務大臣規程2010年241号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2164品目（全品目の25%）の関税率の変更（1248品目が引き上げ、916品目が引き下げ）が突然公布され、即日施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これらの高関税品目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化

学・機械・電気電子及び造船の182品目について5%から10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣規定（2011年213号）が、2011年末に公布された。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、2008年7月に日インドネシアEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

インドネシア政府は、2009年1月、熱延鋼板及びアルミ亜鉛メッキ鋼板について強制規格を導入する旨発表し、熱延鋼板については2009年5月、アルミ亜鉛メッキ鋼板については2009年7月から実施済み。また、2010年8月、冷延鋼板についても強制規格を導入する旨の工業大臣令を公布し、2011年6月から施行済み。さらに、2010年10月、

ブリキ、形鋼等についても強制規格導入をWTO・TBT委員会に通報した。

＜国際ルール上の問題＞

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。

＜最近の動き＞

熱延鋼板類については、2009年日尼EPA関連の諸協議および、2010年のTBT委員会と同委員会開催中のバイ会談を通じてWTO協定整合性上の疑義等についての問題提起が行われた。その結果、インドネシア政府は、特定鉄鋼需要者（自動車産業、電気・電子産業等）が自社の製品の素材とするために輸入する同鋼板類は、工業省総局長令により本強制規格の適用除外とする旨の規程を設けた。また、冷延鋼板類については、2010年及び2011年3月のTBT委員会開催中のバイ会談や現地での協議を通じて、最終製品で消費者の安全を確保されている優良産業向け鋼材の適用除外を求めた結果、自動車、電機電子産業向けの冷延鋼板は適用除外とするに至った。しかし、ブリキ及び形鋼は2012年2月21日に施行予定、ブリキに関する施行日は未定となっている。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

インドネシアでは、大統領令による規制業種を示すネガティブリストに基づき、外資参入規制業種を規定してきた。その後、外資導入促進により国家経済の立て直しを図る政策をとった前政権時から制定が期待されてきた、内資・外資の差別撤廃等の内容を盛り込んだ新投資法案は、2007年3月に成立した。しかし、同年7月に公布された新たなネガティブリストでは、外国投資家との事前の調整もなく、新規・拡張投資への参入規制強化が図られ、新投資法の趣旨から大きくかけ離れた内容となった。

2007年ネガティブリストは日系企業が既に投資する分野も幅広く規制しており、運輸、小売、コンサルタント、仲介業、通訳業、労働者派遣など、あらゆる業種に規制がかけられた。また、資本構成（出資者）変更、本社移転、新規事業、投資額の増減など旧法で承認された条件を変更した場合には、新法が適用されるとしているため、規制対象分野では資本の売却や地場企業との提携を余儀なくされ、既存企業の法的安定性、予見可能性を著しく低下させるものとなった（その後、同年12月の大統領規定で一部の分野で出資比率や地域制限規定が除外されたものの、我が国が関心を有する自動車・二輪及び同部品やアクセサリー販売業など、100%内資限定とされている分野が引き続き存在している）。また、新規投資に対しても、幅広い分野で外資出資比率上限規制、我が国の主要投資分野における地場中小零細企業とのパートナーシップ規定など、投資形態と事業活動内容を幅広く事細かに制限した。特に、製造業のサプライチェーン・マネジメントの競争力強化と効率化に不可欠な物流・ロジスティクス、代理店・コミッションエージェント、販売業を外資に規制あるいは参入を禁止したことで、製造業の投

資意欲の低下が懸念された。

2010年5月、ネガティブリストが改正された（大統領規定2010年36号）。改正により、建設業の外資比率の上限が55%から67%に引き上げられ、これまで外資に閉鎖されていた映画関連サービスの一部は49%まで開放された。医療サービスは65%から67%に引き上げられ、立地制限も撤廃された。郵便事業は、郵便法の改正に基づき、特別許可に基づく実施が可能となり、外資は49%までと規定された。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

（電気通信）

新ネガティブリストにおいても引き続き、通信網事業（固定網事業、回線交換又はパケット交換技術を用いたケーブルによるローカル、回線交換又はパケット交換技術を用いたラジオ）は49%まで、特定固定網事業及び移動網事業（携帯、衛星）は65%まで、マルチメディアサービス事業は、データ通信システムサービスが95%まで、インターネット相互連結サービス（NAP）が65%まで、公共用電話回線インターネットサービス及びその他のマルチメディアは49%まで、外資の保有比率が認められている。2010年5月ネガティブリスト改正により、通信塔の供給・管理者（運営、レンタル）、建設サービスプロバイダーは内資100%と規定された。なお、2008年11月に、全ての通信事業者に対し、通信網を建設する場合に30%以上の国産品調達比率を課す大臣令案を公表するなどの動きがあったところであるが、当該案は撤回された。しかしながら、2009年10月には、Wimax等の高速無線通信技術やユニバーサルサービスに係る通信設備を建設する際には、一定の国産品調達比率を課す大臣令を施行するなどの動きがあり、WTO協定及び日本・インドネシア経済連携協定上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

(流通)

新ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資100%とされており、具体的には、小売業の規模の定義が明確化され、スーパーマーケットは1,200平方メートル未満、デパートは2,000平方メートル未満のものを小売業として内資100%に限定されている。さらに、大統領規定2007年112号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されている。

(音響映像、広告等)

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。新ネガティブリストにおいても引き続き、映画製作、映画宣伝設備製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、内資100%に限定されているが、従前内資100%とされていた撮影スタジオ、フィルム加工施設、吹き替え施設については、49%まで外資に開放された。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドネシアのサービス協定上の約束に反しないため、WTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007年8月20日に署名された日インドネシアEPAにより、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど

5分野を新たに約束した（日本資本40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本40%まで）を約束した。

また、前述のとおり、2010年5月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが改正され、建設サービス、映画関連サービス、医療サービス、郵便サービス等の分野で外資規制の緩和が行われたものの、流通サービス等については規制緩和がなされなかった。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

知的財産

(1) 意匠の新規性**<措置の概要及び国際ルール上の問題点>**

インドネシアの2000年意匠法は、意匠権は、新規な意匠に対して与えられる（第2条1項）、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は新規であるものとみなされる（第2条2項）と定めている。このため、実際の審査においては、事前に公表された意匠と全く同一である意匠以外は新規性があるものとして意匠登録が行われることがあり、実質的に複製である意匠を用いる製品の製造等を防止するという意匠権者の権利行使（TRIPS協定第26条）に困難が生じる場合があった。

<最近の動き>

この意匠の新規性の解釈問題については、2005年12月、インドネシア最高裁判所がTRIPS協定第25条1項を引用し、「事前に公表された意匠と著しく異なる場合」に新規性があるとの判断を下

した。その後再審請求が受理され、請求は棄却された。2012年2月現在、新規性の範囲を、出願日において事前に公表された意匠と同一でない又は類似しないときにまで拡大する、意匠法改正法案が審議されており、引き続き、意匠法改正の動向及び意匠審査における運用を注視していく必要がある。

(2) その他制度上の問題点

インドネシアでは商標法、工業意匠法ともに親告罪となっており、権利侵害（模倣品等）の取締りは、権利者が申し立てない限り実行されておらず、市場において模倣品が日常的に販売されている一因であると考えられる。TRIPS協定第41条の観点からも実効的な取締りが行われることが望まれる。

3. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題

<措置の概要>

マレーシアでは、特定の同国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック&バス（MTB）社の4社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50%から100%の減免がなされてきたことが報告されている（本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシア審査においても報告されている）。

2004年1月1日には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の新輸入税率及び新物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車のCBUの輸入関税は、ASEAN諸国に適用される

共通効果特惠関税（CEPT）が20～110%、非ASEAN諸国に適用されるMFN関税が0～100%引き下げられることとなったものの、新たに物品税が30～100%課されることとなった。また、乗用車のCKDは、CEPTが0～55%、MFNは0～45%引き下げられたものの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が0～60%引き上げられた。その後、2005年10月19日に発表された自動車政策並びに新関税率及び新物品税率により、乗用車のCBUについてはCEPTが一律15%、MFN関税が一律30%に引き下げられ、物品税については、10～50%分引き下げられた（2,500cc未満のバンとMPVについては15～20%引き上げ）。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permitと呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。

<国際ルール上の問題点>

そもそも、国民車の定義が曖昧で不明な点が多くあるが、物品税については、事実上、国産品で

ある国民車を優遇している可能性が高く、GATT第3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」違反の可能性がある。

<最近の動き>

物品税については、2005年10月の税率変更により、差別的取扱いは解消されつつある模様であるが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

マレーシアでは、中古車を含む、全ての自動車は輸入許可証（AP）なしに輸入することはできず、このAPは、各国に輸入上限が割り当てられており、自由貿易の阻害要因となっていたが、世界貿易機関による貿易自由化の要求に沿って、2010年12月31日までに段階的に廃止される予定であった。しかし、2009年10月の新政策では、フランチャイズAP（特定メーカーの新車に限り輸入を許可）を2020年末日までに段階的に終了、オープンAP（車種、仕入先など制限がない輸入許可証）は2015年末日までに終了するとし、APの完全廃止は当初の目標に比べて5年から10年先送りされた。新政策では、NAPの見直しを行い、新政策を2009年10月28日に発表した。新政策は、市場の自由化と「人が第一」のコンセプトを反映し、健全な競争による国内自動車産業の発展及び消費者の安全と環境保護に資するものとしている。我が国としては、マレーシアの自動車政策がWTO協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めていくことが必要である。

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度

<措置の概要>

マレーシア政府は、2006年3月にマレーシア工業開発庁（MIDA）が発表した「第9次5か年計画」、「国家自動車政策（NAP）」の下、産業連携

プログラム（Industrial Linkage Program（ILP））という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割り戻しされる仕組みとなっている。具体的には、国内付加価値*が、2,500cc以下の自動車の場合は30%以上、2,500cc以上の場合は10～20%であること、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件として、国内付加価値に応じた物品税の割戻しが可能となっている。

* 国内付加価値：「国内付加価値＝工場出荷額－輸入原材料価値（＝現地調達材料＋人件費＋直接経費＋利益）」となっており、輸入原材料のうち、ASEAN産業協力（AICO）スキームを通じた輸入は、その20%が国内付加価値としてみなされる。

<国際ルール上の問題点>

当該還付制度における条件である国内付加価値（ローカルコンテンツ）の割合については、相対的に、国産車については基準を満たすことが容易であり、輸入車については困難であると考えられるため、内国税の賦課において輸入品を不利に扱うものであることから、GATT第3条2項に違反する可能性がある。また、当該国内付加価値基準を達成するためには、事実上、国産部品の購入が要求されるため、同種の輸入自動車部品が実質的に不利に扱われることになることから、GATT第3条4項にも違反する可能性がある。

その他、貿易関連投資措置としてのローカルコンテンツを禁止するTRIM協定及び国内産品優先使用補助金を禁止する補助金協定にもそれぞれ違反する可能性がある。

<最近の動き>

ILP導入以降、本制度を活用した場合としない場合とで小売価格に差が出てきている模様であり、今後、機会を捉えて国際ルールに整合するよう是正を求めていく必要がある。

数量制限

(1) 関税法に基づく輸入制限

<措置の概要>

マレーシアでは、1967年関税法（Customs Act1967）第31条に基づく2008年関税（輸入禁止）令によって、①完全輸入禁止品目（通貨等、有毒化学物質、武器、プラスチック廃棄物等17品目）、②輸入ライセンスを要する品目（カセット・ビデオ用磁気テープ、すべてのカラーコピー機、自動車、動物用飼料等37品目）、③保護措置のために輸入ライセンスを要する品目（鉄鋼製品、鉄製パイプ、コーヒー等22品目）及び④輸入方法に条件が付される品目（動植物、食料品等60品目）の4つの分類に従って、輸入制限が実施されている。

<国際ルール上の問題点>

当該輸入規制がGATT第20条によって正当化されない措置であれば、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に違反する。

<最近の動き>

我が国は、輸入方法・手続に条件がある品目については、そもそも当該手続に不透明な部分があるため、「手続の透明化」につきマレーシア政府に要請してきた。また、当該輸入規制が輸入数量制限目的の措置であれば、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に違反する可能性がある旨を再三指摘しているところである。

2008年11月にマレーシアの経済危機対応策が発表され、鉄鋼製品、セメント、プラスチック等化学製品等の輸入は「生産的輸入」とし、製造、建設に必要とされる物品については関税の免除が許可されることとなった。同時に、輸入される物品については、公衆の健康・安全、環境を確保するため、規格認証を課す措置をとることとした。これにより、関税の免除は受けられるが、輸入に

は、建設資材については建設業開発庁（CIDB）、製造のための原材料についてはマレーシア標準工業研究所（SIRIM）より、輸入製品がマレーシア規格、なければこれらの機関が認めた国際規格に適合したものであるという認証が必要となった。

(2) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から輸出の数量規制を行っており、2011年及び2012年は年間25万立方メートルを上限としている。サラワク州では、1999年から丸太生産量の一定割合を州内加工用とし（2011年及び2012年は60%）、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として1980年からラミン丸太を、1993年からホロー・アラン・バトゥ丸太をそれぞれ輸出禁止している。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT第11条に違反する可能性がある。

(3) 電気亜鉛めっき（EG）鋼板の輸入 免税枠制度

<措置の概要>

マレーシアでは、電気亜鉛めっき（EG）鋼板をはじめとする鉄鋼製品には総じて50%の高い関税が課される。他方、マレーシア国際貿易産業省（MITI）及びマレーシア工業開発庁（MIDA）は、国内調達が不可能な鋼板については、輸入者に一年間の期限を付した免税枠を付与する制度を設け、便宜を図ってきた。従来、EG鋼板については、マレーシア国内での生産がなかったため、免税枠取得は問題なく行われてきた。しかし、2006年12月に地場の鉄鋼メーカーとしてMEGS

社が設立され生産を開始したことの影響からか、輸入免税枠取得に要する時間が従来より増加し、中には2~4か月もかかるケースも見られる。

<国際ルール上の問題点>

免税枠取得のための要件である「国内調達可能性」については、MIDAが国内の生産会社に調達の可否について照会をかけて判断する運用になっているため、供給側である国内鉄鋼メーカーの主張のみに基づき恣意的な運用になるおそれがあり、輸入許可手続関連規則の公平・公正な運用を義務づけるライセンス協定第1条項に違反する可能性がある。また、輸入枠の申請から取得まで2~4か月もかかる運用は、申請の処理については30日以内とすることを規定したライセンス協定第3条5項(f)に違反する可能性もある。

<最近の動き>

2007年10月、日本・マレーシアEPAの「ビジネス環境整備小委員会」において、我が国は、速やかな申請処理を行うこと、国内調達可能性の判断については国内生産者の主張だけではなくユーザーの要求を満たしているかという品質の観点も判断基準に入れること、新たな輸入枠ルールを定める場合は、ビジネスの実態を踏まえたものにするため関係する日系企業にも意見聴取の機会を設けることを求めた。

2008年12月に開催された第3回同小委員会において、EG鋼板の耐指紋(AF)材及びリン酸処理(P)材に関してこれまで免除枠取得に必要だった国内調達可能性にかかる証明:CLA(Certificate of Local Availability)が不要との回答をマレーシア側から得たことで、日系企業のEG鋼板調達が円滑化されることとなった。2009年6月17日、MITIは国内産業の保護のほか、製造業の国際市場での競争力向上のため、鉄鋼産業政策の見直しを発表した(2009年8月1日施行)。7セクター(輸出型産業、自動車・自動車部品、航空業、電気電子、船舶、石油・ガス、家具)向

けの輸入免税が廃止され、熱延、冷延、EG鋼板のうち、マレーシア国内で調達が可能かどうかを証明することに関係なく輸出用最終製品の原材料として使用されるもの、現地で生産されていないグレードやスペックのもの、ゼロ関税の最終製品の原材料として使用されるものが輸入免税の対象となった。

関 税

鋼板の関税引き上げ措置等

<措置の概要>

マレーシアにおける非農産品の譲許率及び平均譲許税率は、それぞれ81.9%及び14.9%であり、2009年の平均実行税率は7.6%であった。

マレーシアは、2002年3月、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、従来の0~25%を最大50%に引き上げる措置を行った。また、2009年6月、国際貿易産業省(MITI)により鉄鋼産業政策の見直しが発表され、棒鋼の関税は2009年8月1日に10%へ、2010年1月1日に5%へ、鋼板の関税は2009年8月1日に50%から25%へ、2018年1月1日までに0%~10%へ、それぞれ引き下げられることとなった(鉄鋼産業政策の見直しについては数量制限を参照)。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、2002年3月における引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念された。このような大幅な関税引き上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。2009年8月以降は、順次引き下げられる予定になっているところ、スケジュールどおりに引き下げられるか、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2002年3月に関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国は、累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところ、2006年7月に日マレーシアEPAが発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する鉄鋼製品のうち、一部の熱延鋼板を除き、実行税率を10年以内に無税とすることが約束された。

他方、鉄鋼産業政策の見直しに伴い、2009年8月以降、事実上、日マレーシアEPAで約束されている鉄鋼用途免税制度を担保してきた用途免税制度が廃止されたことを受け、日マレーシアEPAに基づく鉄鋼用途免税制度の運用方法等についてマレーシア政府と協議を進めている（詳細については数量制限を参照）。

また、マレーシアは環境技術促進政策としてハイブリッド車に係る関税を100%免税する措置を2008年から行っているが、2011年からは適用範囲を電気自動車にも広げ、さらにこの税制優遇措置の期限を2013年末までに延長することとした。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

マレーシア政府は、2008年11月より鉄鋼製品57品種について強制規格を導入した。また、2009年8月1日より対象を627品目にまで拡大したが、同月13日には暫定的に2ヵ月間中止することとし、2009年10月13日より対象品目を187品目に削減するとともに各種除外措置を導入して再度運用が実施された。

＜国際ルール上の問題＞

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」

としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。さらに、TBT協定第2.9条及び第2.9.2条において、「強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」 「当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、本規格についてWTO事務局に通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2009年6月のTBT委員会、及び、2009年9月の日馬実務者協議において、WTO協定整合性上の疑義、日馬鉄鋼貿易における悪影響等について日本側より問題提起を行った。その結果、マレーシア政府は、対象品目を627品目から187品目に大幅に削減するとともに、各種簡素化措置（認定製造業、自由工業地域、特定産業向けについては、個別審査から包括審査に簡素化）を導入した。

2011年9月に日馬EPA関連の協議を通じてWTO協定整合性上の疑義等について問題提起を行った。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー

ギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会（FIC）のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009年4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった（＜最近の動き＞参照）。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン（改正）2008年1月1日発行」が撤廃され、FICは解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

政府は漸進的に自由化を進める政策を採っており、資本市場及び金融市場の長期基本計画であるマスタープランが2001年2月及び3月に発表され、右に基づき市場開放を進めている。資本市場マスタープランでは、国内証券市場への投資増加のため、①証券会社への外国資本の出資比率緩和、②従業員積立基金（EPF）の資産運用規定の緩和、③コーポレートガバナンスの徹底と小株主の保護、④イスラム金融市場の育成等が盛り込まれた。2004年4月から、外貨預金口座に関する外貨保有限度額の引き上げや、先物為替予約・スワップ取引に関する規制緩和等が行われた。証券会社

と投資銀行は共に49%と外資出資比率が制限されている（2005年3月に、中央銀行から、「投資銀行設立のフレームワーク」が発表された。この通達により、投資銀行外資資本規制がこれまでの30%から49%に引き上げられた）。

さらに、2009年4月27日に、ナジブ首相は金融セクターの自由化も発表した。金融分野における規制緩和の主な内容としては、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和が挙げられる。概要は以下の通り。

（1）ライセンスの新規発行

○2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5つの外国銀行に商業銀行免許（フルバンク・ライセンス）を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された（現地法人の開設は2011年から開始予定）。

（2）外資出資制限の緩和

○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの49%から70%に緩和した（ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据え置き（単独の出資上限も20%に据え置き））。

（3）運営・営業の緩和

○10年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を4ヵ所設置すること、および小規模金融を行う支店を10ヵ所設置することを認める。

○ラブアン・オフショア銀行法（90年）に基づく持ち株会社には09年6月から、運営・管理事務所をクアラルンプールに置くことを許可する。

○ラブアン・オフショア金融サービス局（LOFSA）のライセンスを持つ、一定の基準を満たすオフショア銀行やオフショア保険会社については、それぞれ10年、11年からオンショア市場に参入することを認める。

（電気通信）

現在、電気通信分野の外資出資比率は原則30%までに制限されている。またサービス内容や対象とする顧客によって、付与されるライセンスが異なる。このうち、「個別ライセンス」は、一般携帯電話サービスやIP電話、衛星放送など、より広い顧客向けのサービスが可能だが、外資出資は原則として30%までしか認められない。一方、「クラス・ライセンス」では、対象顧客（ニッチ顧客向け）や、サービス内容そのものが限定されるものの、マレーシアにて設立された法人であること等を条件に、外資100%の出資が認められている。

2011年10月、ナジブ首相は、2012年度予算案の議会演説において、電気通信分野を含むサービスセクター17分野で自由化を実施すると発表した。これを受け、電気通信分野については、2012年4月より、アプリケーション・サービス事業者免許（IPサービス、データサービス等を提供するための免許）については外資100%まで、ネットワーク設備事業者免許（衛星、光ファイバ等を所有するための免許）及びネットワーク・サービス事業者免許（固定電話サービス、携帯電話サービス、インターネット接続サービス等を提供するための免許）については外資70%までの出資が認められる予定である。

（流通）

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した。新ガイドラインでは、ハイパーマーケットを除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になり、大きな改善といえる。外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リンギと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。

新ガイドラインは同年1月6日にさかのぼって発効した。

しかし、すべての分野でブミプトラ資本規制が撤廃されたわけではない。例えば、ハイパーマーケットは条件が継続され、30%の資本条件が継続される。また、コンビニエンスストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。

流通分野における外資参入禁止業種は以下の通り。

流通分野における外資参入禁止業種

- スーパーマーケット/ミニマーケット（販売フロア面積が3,000平方メートル未満）
- 食料品店/一般販売店
- コンビニエンスストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。（ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。）

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではない。

いが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

＜最近の動き＞

サービス産業27分野での外資制限の撤廃等の一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。もっとも、上記のとおりコンビニエンスストアなどは依然として外資参入が禁止されており、日本企業は現地企業との合併という形でも参入することができない。

ナブジ首相が2011年10月に行った2012年度予算案の議会演説において、17分野のサービス分野サブセクターの外資規制緩和を2012年から段

階的に行うと発表した。対象に選定されたサブセクターは、100%の外国資本の参加が可能となる。対象となる17分野には、私立病院サービス、医師及び歯科医師サービス、建築士とエンジニアリング、弁護士・公認会計士・税理士、教育訓練サービス、電気通信サービス、クーリエ・サービス等が含まれるとされているが、詳細は明らかになっていない。

我が国は、外資規制に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

○ブミトラ資本規制の撤廃サービス産業27分野（2009年4月22日発表）

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウェア設置に関連する相談サービス（CPC841）
2. ソフトウェア実行サービス（システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス）（CPC842）
3. データ処理サービス（インプットプリパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス）（CPC843）
4. データベース・サービス（CPC844）
5. メンテナンス・修理サービス（CPC845）
6. その他サービス（データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発）（CPC849）

○健康・社会事業にかかわるサービス

7. 獣医師サービス（CPC9320）
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス（CPC93311）
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス（CPC93312）
10. 子どものデイケアサービス（CPC93321）
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス（CPC93324）

○観光サービス

12. テーマパーク（CPC96194）
13. 会議および展示会場センター（収容人数5,000人以上）（CPC87909）
14. 旅行会社およびツアー運行サービス（国内旅行のみ）（CPC7471）
15. ホテルおよびレストランサービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC64110、CPC64199）
16. 食物の給仕サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC642）
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC643）

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス（自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの）（CPC7123）

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）（CPC9641）

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター（CPCP87909）

21. 国際調達センター（CPC87909）

22. 技術検査および分析サービス（CPC8676）

23. 経営コンサルサービス〔一般、金融（ビジネス税制を除く）、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス〕（CPC8650）

○運転者を伴わない賃貸サービス

24. 船舶関連（カボタージュ、オフショア貿易を除く）（CPC83103）

25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸（裸用船）（CPC83103）

○内陸水路における運送

26. 海上エージェントサービス（CPCP7454）

27. 船の引き上げおよび離礁（CPC7454）

知的財産

著作権侵害DVDの流通問題

<措置の概要>

マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」では、コンテンツが収録され、取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われる全てのオプティカルディスクには、オプティカルディスクラベル（以下、ODL）を貼付しなければならないと定められている。

ODLは、マレーシア政府が発行し、申請者に販売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。しかしながら、正規のODLが貼付されているにもかかわらず、我が国企業の著作権を侵害するDVDが店頭およびインターネットで多数販売されている。

<国際ルール上の問題点>

ODL命令自体は、マレーシアにおける著作権の保護及び侵害の抑止を目的として導入された制度であり、その点ではTRIPS協定等の国際ルールの趣旨に沿ったものである。しかしながら、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの検証が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。

<最近の動き>

2011年7月8日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく我が国産業界からの申立てが行われたことを受け、同年8月4日、政府は、被害状況及びマレーシアの制度について調査を実施することを決定した。調査の結果、我が国の多数の企業が被害を受けていること、及び、ODL命令の運用に関して上記問題点が存在することが明らかとなったため、2012年2月17日、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定した。

4. フィリピン

関 税

関税構造

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、なお、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等の譲許税率の高い品目が見受けられることから、非農産品の単純平均譲許税率は高く、23.4%である。また、非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、電気機器（最高30%）、一部の繊維製品（最高30%）等の高関税品目が存在する。なお、2010年の非農産品の単純平均実行税率は5.7%であった。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、2008年12月に日フィリピンEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。

2010年3月に「第8次外国投資ネガティブリスト」（Executive Order No.858）が公表された。第7次ネガティブリスト（2006年12月発表）からの変更部分として、PEZA（Philippine Economic Zone Authority）が管轄する経済特別区内のカジノ事業等は40%外資規制の対象から除外され、規制緩和がなされたことが挙げられる（100%外資の参入が認められた）。2010年3月21日（発効日）以降原則として2年間適用されるとしている。もっとも、引き続き外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が規定されている。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限についても変更はない。広告業においては、管理職以上はフィリピン国籍であることが求められる。なお、外資100%所有での法人設立には資本金が250万米ドル以上必要で、それ以下の出資額では所有権は40%に制限される。また仮に100%外資で法人を設立したとしても、現行では事業に必要な土地の所有は

40%までしか認められていない。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

①銀行

銀行分野の外資規制は、1994年5月に成立した、いわゆる「外国銀行自由化法」（Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines）、2000年5月に成立した2000年一般銀行法（General Banking Law of 2000）等で規制されている。

「外国銀行自由化法」では、外銀の進出にあたり、外資の出資比率については60%に制限し、外国銀行支店での進出に関しては、「外国銀行自由化法」成立後、合計10支店に限って認められたが、現在は10支店の認可が終了しているため、新規の免許発給は停止されている。

外貨流動性規制として、外貨建て負債（預金等）の残高の30%を特定の流動性（金融機関向け短期資金放出やインターバンクローン等）によりカバーすることが義務付けられている。

1976年に発出されたオフショア銀行制度に関する大統領通達（Offshore Banking System Decree）により、外国銀行は、オフショア銀行部門を設立することにより、外国為替業務等を行うことが可能となった。

②保険

2001年12月に発出されたDepartment Order No.31-01（その後2006年のDepartment Order No.19-06及びNo.27-06で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課している。フィリピンは約束表上、保険分野の第3モードについて内国民待遇に関し何ら留保を行っておらず、出資比率に応じ国内外社と外資との最低資本金要件に差異を設けているとすれば、本規制は約束違反である可能性があるといえる。

また、再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。

（電気通信）

フィリピンにおいては公益事業がフィリピン資本企業（資本の60%以上をフィリピン人が有している企業）にしか認められていないため、通信分野への外資参入も40%未満に制限されている。ただし、2009年1月にはフィリピン司法省（DOJ）は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は100%外資の参入も可能であるとの見解を示している（2009年1月12日 Secretary's Opinion No.2）。

（建設）

外資出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないため、100%外資の参入が認められる可能性がある。しかし、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law（CLL法）で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board）から建設許可証を入手しなければならず、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等のRegular Licenseが与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限ってのみ有効な許可が与えられる。従って、100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入することは困難と考えられている。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束

に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比EPA締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT分野で

のコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。我が国は、引き続き外資規制強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけているところである。

5. ベトナム

関 税

自動車部品関税の変更等

<措置の概要>

ベトナムにおける非農産品の譲許率及び平均譲許税率は、それぞれ100%及び10.4%であり、2010年の平均実行税率は8.7%であった。

ベトナム政府は、2002年12月4日、自動車部品関税を2003年1月1日より引き上げる旨の決定を公表した。具体的には、従来の「自動車部品関税制度」(乗用車でCKD1 = 40%、CKD2 = 20%、IKD = 5% ^(注))に基づく関税率を段階的に引き上げ、2005年までに一律70%に変更するというものであった。その後、この関税引き上げ案は修正され、CKD1カテゴリーは廃止されて完成車と同じ100%の関税が賦課され、CKD2については、2003年9月から25%に引き上げ、2004年以降は45%まで段階的に引き上げていくという内容となった。これに従ってCKD2の関税については、2003年9月に25%への関税の引き上げが行われた。

(注) CKD (complete knock down) 1とは、輸入国での生産工程が塗装・組み立てのみの状態で輸入される。CKD2とは、塗装・組み立て・溶接、IKD (Incomplete knock down) は塗装・

組み立て・溶接・プレスを輸入国においてなされる状態で輸入される。

我が国は、ベトナム政府が、自動車部品関税の引き上げを公表して以来、2004年9月のベトナムのWTO加盟のための二国間交渉や、同年11月までの日越共同イニシアティブ行動計画の策定の過程等において、ベトナムに対し懸念を表明してきた。

その結果、2004年11月の同イニシアティブ第1回評価・促進委員会において、CKD部品については、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度への移行に際して適切な関税設定を行うとともに、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度と、CKD部品を含む包括的な自動車部品に対して関税を賦課する「CKD一括輸入関税制度」の両制度が併用されることとなる移行期間中には、両制度の並行運用を適切な形で行うことでベトナム側と合意した。また、ベトナム政府は2005年9月10日付決議第57号によりP-P (Parts by Parts) 関税の税率表を公布し、2006年1~12月はCKD関税とP-P関税の税率を企業が任意で選択できることとなった。更に、並行して、WTO加盟交渉において、加盟後直ちに個別部品ごとの関税率が2003年9月の水準 (CKD税率 (25%)) を上回らないことが、合意された。

これらの合意に基づき、2006年1月1日より、乗用車に用いるいわゆる自動車部品については個別品目ごとに14~22%の関税率を、商用車に用

いる自動車部品については同様に7%～17%の関税率を適用する制度がスタートし、CKD部品を含む包括的な自動車部品に対して関税を賦課する「CKD一括輸入関税制度」と並行運用された。そして、2007年1月1日より、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度がすべての自動車部品に一律適用され、「CKD一括輸入関税制度」は撤廃された。一方で、商用車の個別部品に係る関税率については当時のCKDの関税率よりも大幅に上がっており、その引き下げについて日越共同イニシアティブにおいて議論がなされている。

＜国際ルール上の問題点＞

ベトナム政府は、当該措置は自国の自動車部品産業育成が目的との説明を行っているが、このような大幅な関税引き上げを突然公表することは、事業者の予見可能性を著しく損い、円滑な事業活動に支障をきたすものである。

また、高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ベトナム政府は、2008年4月21日から複数回にわたり自動車関税を70%から83%へ、一部の自動車部品関税に対しても3～5%引き上げると

発表し、22日から適用された。

その後、2010年4月26日より、車両総重量10トン超～20トン以下のダンプカーの関税率が30%から25%に、車両総重量45トン以下のダンプカーの関税率は12%または20%から8%に引き下げられた。2011年1月1日には、シリンダ容積1.8～2.5リットルの自動車の関税率が現行の83%から82%に引き下げられ、シリンダ容積2.5リットルを超える自動車の関税率は現行の83%から77%に、四輪駆動車の関税率は現行の77%から72%に引き下げられた。自動車と同時に、5t未満のトラックの関税率が現行の80%から30%に、積載量5～10tのトラックの関税率は54%から25%に、積載量10～20tのトラックの関税率は30%から25%に引き下げられた。

なお、ASEAN域内で生産される9席以下の自動車に対する輸入関税率が、83%から70%に引き下げられた。同引き下げはAFTAにおける引き下げ公約によるもので、2018年には完全に撤廃される。他方で、2011年7月に鉄鉱石と精鉱の輸出関税が、8月には中古自動車に係る輸入関税が引き上げられた。

また、2009年10月に日ベトナムEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほぼすべての主要な自動車部品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

コラム ベトナムのWTO加盟

①加盟交渉の経緯

ベトナムは、1995年1月、WTO発足時に加盟申請を行い、同月、加盟作業部会（WP）が設立された。1998年7月に第1回WP開催されて以来、2006年10月の最終WPまで、延べ14回公式WPが開催され、同国の経済・貿易制度等に関し、個別分野ごとに事実審査及びWTO協定との整合性に向けての多国間交渉が行われた。二国間交渉については、我が国を含む29の既加盟国と交渉を実施した。特に、

2006年に持ち越した、米国、豪州、メキシコ、NZを含む6か国との二国間交渉は、同国が11月にAPECのホスト国を務めることもあり、2006年に入り加速し、合意に至った。10月26日に開催されたWP最終会合において、関税譲許表及びサービス約束表を含めた加盟文書の採択が行われた。それを受け、11月7日に行われた一般理事会においてベトナムの加盟が承認され、同国内での批准を経て、2007年1月11日、同国は150番目のWTO加盟国と

なった。

②主な二国間市場アクセス交渉

(a) 日越（ベトナム）交渉

我が国との二国間交渉は、2005年6月初めにAPEC貿易大臣会合の際に行われた小此木経済産業副大臣（当時）とトゥ商業省副大臣の会談において、鉱工業品の譲許税率につき実質合意を確認した。残されていた関税及びサービス分野の交渉についても、同月の町村外務大臣（当時）のカイ首相表敬、ニエン外相との会談において、日越二国間の実質合意を確認した。その後、事務レベルでの技術的調整を経て、12月の東アジアサミットの際に実施された日越首脳会談において、両国首脳立ち会いの下、事務レベルで正式署名が行われた。

(b) 米越交渉

米国との二国間交渉は、2004年10月から公式に開始された。2005年6月にはカイ首相が訪米してブッシュ大統領と二国間交渉の推進に向け話し合うも、2005年中の合意には至らなかった。2006年に入って交渉が加速化された結果、5月13日にワシントンにおいて事務レベルで実質合意し、APEC貿易大臣会合の直前の5月31日にホーチミンで、パティア USTR 次席代表とトゥ商業省副大臣の間で正式に合意文書への署名が行われた。USTR等によると、米国の対越輸出鉱工業品の94%以上は15%以下の譲許税率で合意するとともに、金融サービスについては、銀行に加え、保険の外資支店設置も認められるなど、市場アクセスの改善が得られた。

(c) EU越交渉

2004年10月のASEM首脳会合までに交渉をまとめることを目標に、2004年8月から、それまで行われてきたプロセスを踏まえた実質的交渉を開始。同年10月9日、ASEMの際にラミー貿易委員（当時）とトゥエン商業大臣の間で二国間合意がなされた。ECは、平均税率を鉱工業品16%、水産品22%、農産品24%でまとめるとともに、海運サービスについて、100%外資ライセンスを獲得した。

(d) 中越交渉

2005年7月18日、ルオン越国家主席（当時）の

訪中に合わせ、両国の貿易・投資担当大臣間で合意がなされた。市場アクセス交渉は、中国・ASEAN間のFTA交渉と密接に関係しており、関税率の設定等については、中国・ASEAN間のFTA交渉の場で決められることとなった。（2004年11月に行われた中国・ASEAN首脳会合にて「物品貿易協定」が署名され、2005年7月より関税削減が実施されている）。

③ベトナムの加盟に伴う主な約束内容

(a) WTO協定（関税評価協定、原産地規則、船積み前検査に関する協定、AD協定、セーフガード協定、補助金及び相殺措置に関する協定、TRIM協定、TBT協定、SPS協定及びTRIPS協定）を遵守し、WTOルール整合的な政策制定、執行体制を強化する。

※ ベトナムを原産地とする貨物に対するAD税の賦課については、2018年12月31日までの時限措置として、調査の対象となるベトナムの生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合は、特例的な価格比較の方法を用いることができるとされた。

(b) 国家貿易企業については、政府の介入なしに営利事業を行うことを可能とするとともに、年次レポートによる報告を通じて、透明性をもって民営化を実施していく（消費規制、自然独占及び文化・道徳的配慮を理由に国家貿易企業の対象とされている品目は、タバコ、石油、新聞・メディア、音響映像製品及び航空機）。

(c) 物品税については、加盟時からGATT第3条に基づき適切に運用する。但し、蒸留酒及びビールについては、加盟3年後に、現行のアルコール度数に応じた複数課税から、アルコール度数に応じた小刻みに税率を上げるリニア方式、あるいは、一定の敷居値を用いいつも差別を解消する方式に変更する。

(d) 貿易権（輸出入の権利）については、国内外の輸出入者で異なっていた登録手続を法改正によ

り変更し、2007年1月から、国家貿易対象品目を除き、外資企業を含む外国企業に対し、国内企業と内外無差別に、貿易権を付与する。

(e) モノの市場アクセスについては、10,444品目を譲許し、平均譲許税率は加盟時17.23%、最終13.42%を約束した。そのうち、鉱工業品目（HG25類以降、86及び89類を除く）8,629品目の平均譲許税率は、加盟時15.88%、最終12.29%となり、加盟前の平均実行税率17.83%よりも低い税率となっており、市場アクセスの改善が得られた。

(f) サービスの市場アクセスについては、コンピュータ関連サービスにおいて、加盟2年後から外国資本金会社に対して、外国資本制限なくサービスの提供を可能とし、流通サービスでは、卸売、小売、フランチャイズにおいて、加盟時からベトナム企業とのジョイントベンチャーを承認し、2009年1月から100%外資企業の設立を承認するとした。また、金融サービスにおいては、2007年4月に外国資本制限なく銀行支店の設立を承認し、現地通貨預金等に関する制限は加盟5年後に

撤廃する等、広範な分野で市場開放の約束を行った。

ベトナムの加盟約束内容については、WTOのホームページ (http://www.wto.org/english/news_e/pres06_e/pr455_e.htm) に掲載されている。

(注) ベトナムの市場経済国問題

中国と同様に、ベトナム以外のWTO加盟国が、ベトナム産品についてAD措置又は相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、ベトナムを「非市場経済国」として扱う特例が認められた。そのため、各国は、AD調査における正常価額の算定に関し、2018年末までは、第三国の国内価格及び生産コストを指標として用いてもよいとされており、また、相殺関税調査では、補助金を受ける者の利益の算定に関し、ベトナムによる供与条件ではなく第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが認められている。